

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

4

[令和5年]**2023**

No.348



奈良公園 鶯池（浮御堂後方に高天山大文字火床）

令和4年度 近畿運輸局自動車関係功労者表彰式 ～ 近畿運輸局長表彰～

日時：令和5年2月17日(金) 午前10時30分～
場所：大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

受賞者

事業功労（貨物運送）

森本 禎男 氏 森本運輸株式会社



▲写真前列中央が金井昭彦近畿運輸局長

写真後列中央が森本 禎男 氏

近畿運輸局自動車関係功労者表彰式	巻頭
理事会	2
取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会	4
貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	6
総務委員会	8
適正化実施対策委員会	9
奈良 地域事業主・運行管理者事故防止セミナー	10
青年部会全国大会参加報告	11
Gマーク【新規】認定先インタビュー	12
高田支部、大和高田市に安全啓発看板寄贈	15
奈良県警察本部 交通部交通規制課長 来訪	16
奈良県警察本部 高速道路交通警察隊長 来訪	17

■ 全ト協から

飲酒運転撲滅を目指して	18
軽油価格調査集計表(2023年1月)	19

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	20
----------------	----

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	22
---------------	----

■ 奈ト協から

4月・5月の行事(予定)表	24
トラックの構造上の特性	25
事業用自動車事故事例No.92	26
適正化事業・巡回指導報告書	27
優良従業員表彰の推薦依頼について	28
KIT事業の案内	30

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	31
全日本トラック協会会長表彰受賞	32
全日本トラック協会表彰受賞	33
ラッピングトラック 披露式	34
宇陀市道路開通式(一般国道369号 香酔峠工区)	巻末

第287回 理事会

日時：令和5年2月24日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 21名 欠席 5名



▲塚本哲夫会長

冒頭、塚本哲夫会長があいさつ。「先日、トラック輸送にお

ける取引環境・労働時間改善協議会に参加した。業界の2024年問題、標準的な運賃の収受についてクローズアップされ、メディアでも取り上げられている。国土交通省や厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会などが我々業界の背中を押してくれている。業界内では交渉が進まないという話も聞くが、荷主

団体の方は製造コストが上がり、値上げ交渉は当たり前になっている。運送事業者が運賃の交渉をしないのを不思議に思うという声も聞いた。協会としては今後のドライバーの待遇改善のために業界をあげて頑張っていきたい」と述べ、議事に入りました。

議 事

審議事項は次の通りです。

- (1) 令和5年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて 事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つの事業を柱として、「標準的な運賃」の収受や2024年問題への対応に重点をおくと説明。令和5年度協会一般会計収支予算書(案)、令和5年度奈良県トラック会館会計収支予算書(案)、令和5年度運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、令和5年度奈良・針トラックステーション会計収支予算書(案)、令和5年度収



- 支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて → 承認
- (2) 会員の入会(案)について → 承認

新たに1社入会されました

■ 株式会社NK
葛城市太田536番地1



報告事項は次の通りです。

- (1) 森本運輸（株） 代表取締役 森本禎男氏（当協会副会長）が近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）を受賞したことを報告した。



▲森本副会長

- (2) 奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策事業（追加支援）について 全て交付が完了したことを報告した。

- (3) 各委員会報告について

【総務】

令和4年度第3回総務委員会の報告

【環境対策】

令和4年度事業概要の報告

【災害時緊急対策】

令和4年度事業概要の報告

【広報】

令和4年度事業概要の報告

- (4) 会員の退会について

(有)マルイ運送、(株) 関鉄の2社が退会。(会員総数504社)

- (5) 青年部会全国大会参加報告について 2月17日、東京都で開催され奈良県からは5名

が参加したと報告した。

- (6) その他

- ・「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」により、トラック運送事業者は、マスク着用など具体的な感染防止対策はこれまでと変わらないことを説明。
- ・令和6年4月から適用となる改正改善基準告示について説明した。

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本（禎）、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・那須・巽・吉岡（幹）・吉岡（正）・中谷・辻本・西川（直）・竹長・森本（好）・辰己・櫻本・山崎・山口（滋）

第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会

日時：令和5年2月20日(月) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

出席：座長・蓮花一己（帝塚山大学 学長）、榊井博（奈良県商工会連合会 専務理事）
沢井唯次（近畿運輸局 奈良運輸支局長）
塚本哲夫（公益社団法人 奈良県トラック協会 会長）他



協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間

労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とします。学識経験者、荷主、経済団体、トラック運送事

業者、奈良労働局、奈良運輸支局等の各委員によって構成され、今後の取組について協議しました。

議 題

1. 改善基準告示の改正について

トラック運転者の改善基準告示が改正され、令和6年4月から自動車運転の業務（ドライバー）に年960時間の上限規制が適用され、拘束時間や休息時間の基準が改正される。これにより長時間労働、人出不足、低賃金、高齢化等の問題を抱える業界の健全な発達を図るため、労働条件の改善を目指している。

2. 適正な運賃を収受するための取組について

標準的運賃は、令和2年に指標として告示された。今般の燃

料価格上昇を反映した適正な運賃・料金への見直しを行政機関や協会から荷主に働きかけている。近畿運輸局、トラック協会等、それぞれが文書やリーフレット等を作成し、テレビや新聞などのメディアを通しての広報に取り組んでいる。

アンケート（県内33事業者）によると、「標準的な運賃」については、72.7%の事業所が届け出をしたが、そのうち66.7%が交渉していない。また「標準的な運賃」を収受できている6.0%に対して48.5%が収受できていない。荷主に交渉できるような支援や、交渉に成功してい

る事業者の効果的な交渉方法や反省点などの情報共有が課題。また、働き方改革への対応準備に取り組む理解の深度化も必要。

3. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについて

令和3年12月に総理大臣を含めた閣僚、経済団体、事業者団体出席のもと、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議が開かれた。その結果、各行政機関は以下の対応をとった。

近畿運輸局は貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に



基づき違反原因行為をしている疑いのある荷主に対して、令和5年1月30日現在で、74件の働きかけをし、うち「過積載運行の指示」と「長時間の荷待ち」の2件の事例については要請も行った。

公正取引委員会は、令和4年3月「令和4年中小事業者等公正化推進アクションプラン」を策定し、独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化、価格転嫁円滑化スキームとして法令遵守状況の自主点検の要請等を行った。

近畿経済産業局では、価格交渉促進月間を設けてフォローアップ調査を実施。評価の芳しくない親事業者に対し、所管の大臣名で指導・助言を行った。交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

発注者側の立場からはサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、18,111社が「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイトに掲載した。宣言により継続雇用者の賃金を引き上げたとき、賃上げ促進税制など様々な補助金で加点を受けることができる。

4. その他

今後の取組について

- ・働き方改革への対応は適正運賃の収受と労働時間の削減の両輪で進める必要がある。奈良労働局では、「荷

主特別対策チーム」を編成し、改革を積極的に進める。奈良運輸支局では、意見募集窓口を設置し、奈良労働局や奈良県トラック協会と連携した事業者ヒアリングを実施。奈良県トラック協会では、改正改善基準告示についてクリアファイルの

配布、情報誌「あすか」への掲載、セミナーの開催などで、周知を徹底する。

- ・「働きやすい職場認証制度」が創設されている。一つ星、二つ星の認証を受け、安定的な人材確保に役立てて欲しい。

令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則:293時間 最大:320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
http://www.mhlw.go.jp

●詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

第37回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：令和5年3月13日(月) 午前10時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者（敬称略）：

〈委員長〉蓮花一己（学識経験者）

〈委員〉森田育浩（マスコミ関係者）、岡波圭子（一般消費者）、浦久保幸浩（労働組合関係者）

〈参考人〉沢井唯次（近畿運輸局 奈良運輸支局長）

〈オブザーバー〉中村洋一（近畿運輸局 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官）

〈適正化事業実施機関〉塚本哲夫（本部長）、森本禎男（副本部長）

〈事務局〉中林専務理事、松村常務理事、森部長、三輪主任

冒頭、塚本本部長は「2024年問題はメディアでも取り上げられ一般の方も目にすることが多くなってきた。原油高に加え、



▲蓮花委員長

タイヤやバッテリー、オイルなど何もかも値上がりして、経営を圧迫している。荷主さんとの交渉に成功しているところもあるようだが、難しい現状もある。来年4月にはこの問題をクリアしていかないといけないが、遠方に物を届けるためには時間に限界があり、それを解決していくためには運賃しかない。従業員が辞めていくと仕事もきつくなるし、悪循環になる。みなさ

んと勉強しながら進めていきたい」とあいさつ。

蓮花一己委員長は「働き方改革を通じて、運輸業界の人材確保や働いている方の生活の安定などこれから大きな問題が出てくると思う。トラック協会の適正化事業はその意味では大切な事業なので、慎重で有効な議論を進めていただきたい」と述べました。

議事の内容は以下の通りです。

議事1 令和4年度奈良県適正化事業実施機関の活動状況について

1. 巡回指導における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底【重点項目】

感染対策を徹底の上、奈良運輸支局と連携を密にし、巡回を実施した。令和4年度の4月～2月の巡回件数は156件（前年同期比48件増）で、44%増加している。

2. 適正化事業の公正・着実な推進

（1）奈良運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導への適切な対応並びに新規許可事業者に係る新規巡回指導の施設等現地確認を含む確な実施【重点項目】

速報制度への対応について、令和4年4月～令和5年2月までに2件報告。新規巡回指導

は、12事業所（前年同期比11件減）に対して、事業施設の確認など早期の適正化を図った。労基特別巡回指導について2事業所（前年同期比2件減）に対して実施し、早期の適正化を図った。

（2）働き方改革関連法の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

リーフレットを活用し、周知に努めた。

（3）「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

目標160件に対して156件の実施。実施率は97.5%。評価別ではAB評価が91件で58.3%。指導率のワーストは特定の運転者に対する特別な指導。

（4）法令順守の徹底や輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

法令遵守セミナーなどを開催した他、新聞広告やテレビ放送のCMを活用し周知に努めた。

（5）適正・円滑な苦情処理

事業者及び利用者からの20件の苦情に対し、適正かつ円滑な処理を行った。

3. 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

令和4年12月15日現在、199事業所（158社）が認定され、認定取得率は24.9%（2.0ポイント増）となった。令和4年度は新規16事業所、更新34事業所で50事業所が認定を受けている。ま

たGマーク制度の認知度アップを図るためラッピングトラック2台が走行した。

そのほか適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上、評議委員会の適切な運営、優良事業所表彰、適正化事業情報誌「あすか」の発行、物流セミナーの開催、運行管理者試験

対策講習会、初任運転者特別講習などについて事務局から報告。

主な質疑や意見

①Gマークの認定率について次年度25%は行くと思うがその後の展開はどうか➡Gマーク促進文書や個別に電話するなどの努力を継続して今年には

25%を達成できるが令和6年度以降30%を目途に検討していきたい。

②Gマークを付けているトラックの後ろは安心して走れる。一般の人への周知活動や啓発が必要と考えるが、まずは認知度の調査をしてみてもは。

議事2 令和5年度奈良県適正化事業実施機関活動指針（案）について

1. 適正化事業の公正・着実な推進

奈良運輸支局と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。奈良県実施機関の指導体制を強化し、適切な頻度の巡回指導の実施に努める。実施目標件数は180事業所。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

Gマークの申請について一部電子申請が導入される。全国実施機関からは巡回指導の重点化

として、①全てのD・E評価事業所を対象に、半年に1回の頻度で巡回指導を実施、②巡回指導の重点化及び運輸支局等との更なる連携強化により、令和5年度に、D・E評価事業所数の6割削減を目標とする、という方針が示されている。

評議委員会では適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上や評議委員会の適切な運営、その他の取組事項についても事務局から説明があった。

その他

・令和5年度のGマークの申請について、「運輸安全マネジメント」の評価を申請書類から巡回指導結果による評価へ変更するなど配点基準が一部変わる。また新たに更新6回目を迎える事業所にはゴールドのステッカーが配布される。

・評議委員の皆様は3月末で任期満了となるが、4月以降も令和7年3月31日までの2年間引き続きお願いしたい。



第 3 回 総 務 委 員 会

日時：令和5年2月21日(火) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員8名（中担当副会長は委員に含む）、役員2名、事務局4名 以上14名

議 事

(1) 令和5年度事業計画書(案)、収支予算書(案)
並びに資金調達及び設備投資の見込みにつ
いて

- ・事業計画書（案）について、公益社団法人の4つの公益目的事業と収益事業等について説明し、2024年問題への対応に重点をおいたことを説明した。
- ・協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計の収支予算書(案)について説明し、運輸事業振興助成交付金会計では、改正改善基準告示（2024年問題）周知セミナーに60万円、エコタイヤ装着助成金は、40万円増額の440万円としたこと



▲吉岡委員長

等を説明した。

- ・資金調達及び設備投資の見込みについて、借入れの予定及び設備投資の予定はないことを説明した。



第3回適正化実施対策委員会

日時：令和5年3月10日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、辰己委員長、委員6名、役員2名、事務局2名 以上12名

指導事項

近年の監査状況とトラック運送事業の取組みについて

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 中内大介氏



▲中内大介氏

議 事



▲辰己委員長



▲森本担当副会長

(1) 巡回指導について

令和4年度の目標件数160事業所に対して、令和5年2月28日時点で156事業所の巡回指導を実施した。巡回指導項目別では、「特定の運転者に対する指導」が最も高い指導率であった。巡回指導を実施した前回評価D・E事業所52事業所のうち、42事業所がC以上の総合評価となったことを報告した。

(2) 安全性評価事業について

2022年度安全性優良事業所の認定結果について、新規申請17事業所を含む53事業所が申請し、50事業所が認定され、奈良県の認定事業所数は199件となった。県内事業所における認定率は24.9%となり、前年度比2ポイントの上昇となった。

また、全日本トラック協会より、2023年度から評価項目の見直し及び長期認定取得事業所に「ゴールド認定ステッカー」を交付し差異化が図られること、新たに電子申請を導入し申請者の利便向上が図られることを報告した。

(3) 表彰について

令和4年2月9日に令和4年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関優良事業所表彰式を挙行し、35事業所が受賞したことを報告した。

(4) 各種セミナー等について

令和5年1月16日に「標準的な運賃」活用セミナー、令和4年1月26日にIT活用セミナー、1月に第5回初任運転者特別講習を臨時開催したこと、第2回運行管理者試験対策講習会を1月21日、31日、2月3日及び11日に開催し、延べ91名が受講したことを報告した。

(5) 令和5年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動指針(案)について

巡回指導の実施目標件数を令和4年度より20件増の年間180事業所(上半期90事業所、下半期90事業所)を目標値とした。

全国実施機関の方針により、令和5年度から全てのD・E評価事業所を対象に、半年に1回の頻度で巡回指導を実施し、D・E評価事業所の6割減を目標とすること、また令和6年4月から適用される改正改善基準告示に関係するセミナーの開催や、安全性評価事業の取得率向上への取組み等について説明し、承認された。

委員長からの意見と回答

「標準的な運賃」や「IT活用」セミナーに出席した事業者へアンケートは実施しているのか。非常に良かったという意見が多ければ、会員に情報提供していくことで、活用する手法の1つになるのではないかと。

事務局 セミナーに対するアンケートは実施しております。その後の取組みや活用についてまでは確認できておりませんが、会員にアンケート結果を情報提供するように努めてまいりますと回答した。

奈良 地域事業主・運行管理者事故防止セミナー

近畿交通共済協同組合（坂田 喜信 理事長）は、令和5年3月2日（木）、ザ・橿原（奈良県橿原市久米町）において、事故防止セミナーを開催しました。

中 秀夫副理事長は、「原油価格高騰等による経営状況は厳しい状況にあり、更に2024年問題に取り組むことも課されている。こういう情勢の中、日常業務は、交通事故の危険性と背中合わせである。交通事故を防ぐためには、絶対に事故は起こさないという自覚を持ち、交通道德を高めることが大切である。」と挨拶。

講師の高柳 勝二（株）プロデキューブ代表取締役からは、①「安全も第一」ではなく「安全が第一」であり、事故は有ると考える。「かもしれない経営」から脱却し、事故発生を遠ざけるのが「安全の取り組み」。年一回（全社で安全大会）→月1回（事業所で安全研修）→週1回（班で安全目標）→日1回（ひとりずつ安全会話）②ドライバーの「安全・健康」と生活を守るために守ることでは、安全（道路交通法の速度）→健康（運送事業法の時間）→生活（適正な対価で収入）→運送業界が愛される条件③点呼者の会話の目標は、人によって、日によって変えること④安全の会話が聞こえる職場作り等、多くの項目について具体的な講話がありました。



◀挨拶・中 秀夫副理事長



青年部会全国大会参加報告

日時：令和5年2月17日(金) 午後2時～午後5時20分

場所：京王プラザホテル（東京都新宿区）

出席者：山崎和哉（㈱カドラスエクスプレス）
八田光博（奈相流通㈱）
吉岡顕彦（吉岡運送㈱）
敷地亮汰（㈱ルート）
大西 徹（事務局）

2月17日（金）に京王プラザホテルにおいて、令和4年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会が開催され、全国から青年経営者ら494名、奈良県からは5名が参加しました。

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰で今年度金賞を受賞した柘運送株式会社より「思いやり運転とYouTubeで事故撲滅」について事業発表が行われ、続く青年部会活動報告のあと、これまで青年部会が寄贈してきた整備実習用トラックの活用状況について、全国自動車教育研究会理事で希望が丘高等学校自動車専攻科長の安部様より報告がありました。

研修では、落語家の林家たい平様より「笑顔のもとに笑顔が集まる」をテーマに講演がありました。

3年ぶりの対面での全国大会開催となり参加者はブロックの枠を超え交流を深めることができました。





2022年度

Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

関西低温株式会社

本社営業所

大和郡山市上三橋町158番



～事業所間はIT点呼～

一昨年7月、埼玉営業所開設に伴い、本社から営業所へIT点呼の実施にGマークの必要性を感じて、申請の準備に入った。大型車(10トン)で建材や一般雑貨を関西はもとより、関東や北陸、中京圏へ輸送。運輸安全マネジメントの制度に沿って、軽微な事故でも記録・分析を欠かさず、将来の事故防止へとつなげる。毎月の事故対策の会議は年間計画に基づいて実施。また事故情報を開示して危険予知にもつなげる。健康診断は運転職と夜勤職は年2回受診し、アフターフォローもしっかり対策。

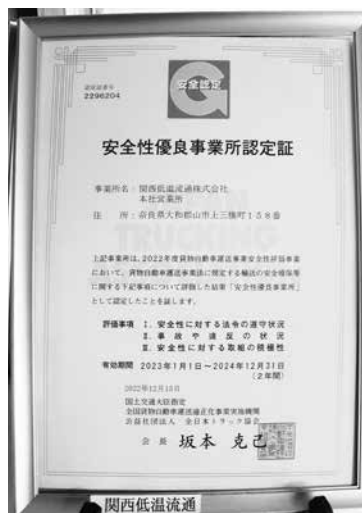
「風通しのいい環境をつくっている」と木谷村部長。ドラレコやデジタコはもちろん、動態管理で位置情報はもちろん車内にカメラを設置して、ドライバーの異変にも対応できるようにしている。

(統括部長 木谷村健氏)

関西低温流通株式会社

本社営業所

大和郡山市上三橋町158番



～事故事例を分析～

主に4トン車で食料品を輸送。協会の巡回評価がよかったこともあり、Gマークの申請に踏み切った。徹底した温度管理で食品の冷蔵・冷凍輸送を心掛ける。過去の事故事例を調査したところ構内でのバックによる事故が水曜日の12時～16時に多いことが分かり、この時間帯には特に注意を呼びかけている。また事故情報を開示して危険予知にもつなげる。グループ全体で年2回の安全大会を開催するほか、毎月の事故対策の会議は年間計画に基づいて実施。定期的に安全意識向上の場を設ける。ドラレコやデジタコは全車に装着。社内のコミュニケーションにも気を配り、働きやすい環境を整えている。

(統括部長 木谷村健氏)



2022年度

Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

明日香采女運送株式会社

本社営業所

磯城郡田原本町千代1065番地の1



～安全を呼びかける標語、毎日送信～

主に精密機械と雑貨を名古屋方面や近畿圏に輸送。「自動車関係の取引先は安全輸送や衛生面で厳しいこともあり、弊社の安全対策は厳しい」と小西社長。月に1度の安全講習は全ドライバー出席で取引先(愛知県)や近畿交通共済などから外部講師を招いて実施。愛知県から来てくれる講師は同県ならではの厳しい内容で運行管理のことにも詳しく、独自の講習をしてくれるという。また、同社では毎日、「横断歩道の手前では左右に注意」など内容を変えて、安全を呼びかける標語を各ドライバーにメールで送る。

土日はほぼ休日とのことで2024年問題への対応もできている。社名の由来を尋ねると飛鳥坐神社の宮司が名付け親という同社。現在の拠点でもある田原本町の地域活性化にも役立ちたい。

(代表取締役 小西健司氏)

有限会社メイワトランス

本社営業所

大和郡山市小泉町1370番地



～荷主からも無事故表彰～

本社を四日市市から現在地へ移転したのを機にGマークの申請を準備。印刷物や化学薬品の原料を埼玉や東京など関東へ輸送し、川崎からの荷物を関西へ運ぶ。「長距離を走るドライバーの時間管理は大変」と運行管理の橋本さん。月1回の安全講習では、協会の書類やKYTを活用。荷主との会議にも参加し、内容を社内へフィードバックする。土曜日は備車で対応するので休日もしっかり確保。年2回の健康診断はフォローも欠かさない。

荷主から届く事故事例は、各ドライバーに伝えて情報を共有する。化学薬品の荷主から5年間無事故表彰を事業所として受賞するなど取引先からの信頼もあつい。ドライバーが受賞した安全運転の表彰状は壁面に飾り、モチベーションアップにつなげている。

(代表取締役 澤井清治氏、橋本優樹氏)



2022年度

Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

有限会社石川運輸

本社営業所

天理市上総町96



～重機を扱う会社ならではの対策～

「運転手が誇りをもって仕事ができるように」とGマークの取得を決意。安全教育をしてきた記録を残していたのでベースはあったが、申請準備には半年ほどかかった。主に建設機械を全国各地へ輸送しておりワイヤーでしっかり荷締めするよう指導している。特に冬場は凍結すると重機が滑りやすいので細心の注意を払うと石川社長。KYT（危険予知トレーニング）講習を全ドライバーに毎月1回実施しているが時間の調整では苦労している。取引先から事故の事例が届けられると休憩室に掲示し、注意喚起を促す。車両20台は大型やトレーラーが多く、全車にドラレコやデジタコを装備。夜間作業時には点灯式の反射ベストを必ず着用させている。重機を扱うので細心の注意をかかさない。

（代表取締役 石川重夫氏、松岡秀美氏）

高田支部、大和高田市に安全啓発看板寄贈

日時：令和5年3月22日(水) 午前10時30分～

場所：大和高田市役所・市長応接室



▲看板のデザイン画を手にする堀内市長（右）と西川支部長

県初の「ゾーン30プラス」実施受け

高田支部（西川直利支部長）は、通学路や生活道路の最高時速を30kmに規制する「ゾーン30」の指定地域で路面に減速用ハンプ（隆起）などの事故防止対策を行う道路整備事業「ゾーン30プラス」を地元の大和高田

市が奈良県で初めて実施したことを受け、交通安全の啓発看板を製作し同市に寄贈しました。

西川支部長は堀内大造市長に「県初という先進的な取り組みに対し高田支部として何か貢献できることはないかと考え、ま

ず啓発看板を寄贈させていただくことになりました。」と経緯を説明、堀内市長は「皆様のお気持ちを受け止め、事故ゼロを目指す市の取り組みをさらに強力に推し進めてまいります」と応じました。



▲松塚駅前設置された啓発看板

奈良県警察本部 交通部交通規制課長 来訪

日 : 令和5年3月22日(水)
場所 : 奈良県トラック会館

朝山昭彦 交通規制課長が異動の挨拶のため来訪されました。



▲令和5年3月28日付 高田警察署長

*写真撮影のためマスクを外しております。

奈良県警察本部 高速道路交通警察隊長 来訪

日：令和5年3月24日(金)
場所：奈良県トラック会館

富田正行 隊長が退職の挨拶に来訪されました。



▲写真左が富田隊長

*写真撮影のためマスクを外しております。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつけていない場合をいう）
 - ・初違反 60 日車
 - ・再違反 120 日車

乗務開始前の点呼[※]

<参考>

- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
- 常時有効保持義務違反とは
 - ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
 - ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
 - ・初違反 20 日車
 - ・再違反 40 日車

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

乗務終了後の点呼[※]

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置[※]する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

- 毎日確認する事項
 - ・アルコール検知器の電源が確実に入ること
 - ・アルコール検知器に損傷がないこと
- 少なくとも1週間に1回は確認する事項
 - ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること
- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

軽油価格調査集計表(2023年 1 月)

令和 5 年 2 月 27 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2023 年 1 月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.27	109.84	120.35

2023 年 1 月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	120.43	109.49	122.18
出光昭和シェル	130.75	111.17	116.25
キグナス		109.20	
コスモ	117.13	108.42	119.57
その他	126.25	110.74	120.82

2023 年 1 月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	125.19	110.14	120.95
30～50キロリットル未満	113.65	110.20	115.75
50～100キロリットル未満		108.51	117.00
100キロリットル以上		107.90	

2023 年 1 月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	122.50	110.13	123.53
30～60日未満	123.52	109.44	119.90
60日以上		112.70	

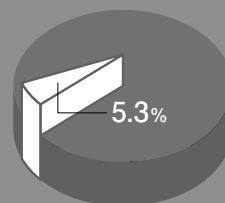
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2022年 9 月	126.65	110.56	120.89
2022年10月	125.23	110.28	116.33
2022年11月	122.47	109.97	120.43
2022年12月	128.32	110.71	121.19
2023年 1 月	123.27	109.84	120.35

※消費税抜きの価格となります。

重大な労働災害を防ぐためには

5 | トラック後退時
における
死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者が
トラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、
本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に
トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）

被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

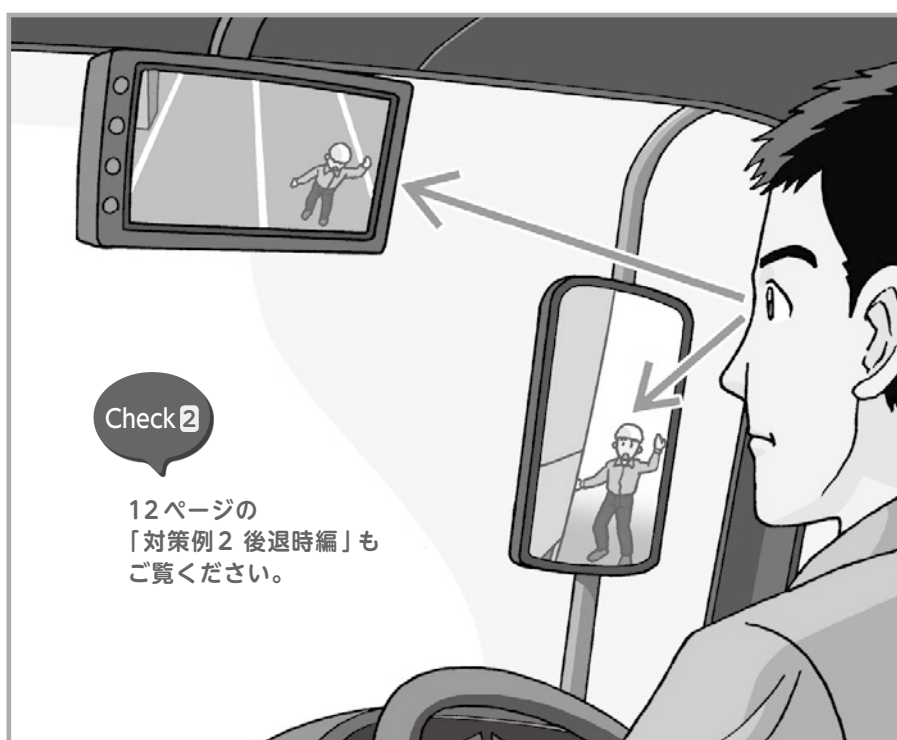
トラックの荷役作業指示中に
後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



近畿交通共済からのお知らせ

ファースト
ステージ

令和5年度

自動車共済 新規獲得 推進キャンペーン

令和5年4/1_土…→ 令和5年9/30_土

入賞
条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ
表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門

B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

選べるギフト進呈

ご契約についてのお問い合わせやご相談は下記までお電話ください。

営業部 営業課

河北事務所

泉州事務所

奈良事務所

和歌山事務所

滋賀事務所

京都事務所

キンコウセーフティ(株)【代理店】

〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2

〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)

〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ホルタスセンタービル3階)

〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館内)

〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)

〒520-3047 栗東市手原3-1-25(栗東市商工会館内)

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)

〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2

TEL.06(6965)2824

TEL.06(6381)6544

TEL.072(231)9781

TEL.0743(59)1701

TEL.073(403)6486

TEL.077(502)0210

TEL.075(671)1894

TEL.06(6965)2561



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyo.or.jp>



自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743—59—1701

近 畿 共 済 安 全 通 信

花粉症が運転に及ぼす影響とは・・・？

今年の花粉の動向について

日本気象協会によると、今年の花粉の飛散量は、九州から東北で前シーズンより多く、特に近畿地方は非常に多い予想となっています。今まで花粉症ではなかった人にも症状が現れる可能性大！

また、3月下旬以降は、ヒノキ花粉の飛散も始まる為、より一層の対策をする必要があります。

花粉の飛ぶ量は？

2023年(前シーズン比)



花粉症の影響で運転中に起こりうる危険

1.視野の低下

花粉症特有の症状の“目のかゆみ”は運転で1番大切な視界に大きな影響を与えます。

視界が十分に確保されず、注意力が散漫になることで、飛び出しや障害物を避ける際に判断が遅れる可能性が！

2.突発的な交通事故

くしゃみ1回で0.5秒、目をつぶると、時速60キロで走行中の場合、車は8メートル進みます。

他にも、ハンドル操作を誤って、路外に逸脱したり、壁やガードレールに衝突してしまう危険性も・・・。

3.集中力の低下

症状を緩和するために服用する薬の中には副作用として眠気をもよおすものや、集中力や判断力、認知力の低下を招く恐れがあるものも。

薬を服用する際は、医師に相談したり、説明書をよく読みましょう。

花粉症の症状がある場合は運行管理者に必ず報告・連絡・相談を！

死 亡 事 故 発 生

3月1日午後3時ごろ、大阪市内で道路を逆走した車が病院に突っ込み、歩行者2名が巻き込まれ死亡する事故が発生。
容疑者は、「直前にくしゃみをして意識が遠のいた」と供述している。



事 故 防 止 セ ミ ナ ー 開 催

2月24日(金) 和歌山地域 ホテルグランヴィア和歌山
3月2日(木) 奈良地域 THE KASHIHARA

講師：(株)プロデキューブ 高柳勝二 氏
演題：安全の会話で築く事故ゼロ
～「考え方・伝え方・やり方」～

ご出席いただいた皆さま、ありがとうございました(^^)／

和歌山



奈良



トラック協会・陸災防奈良県支部

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
16	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
17	月	14:00～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
24	月	14:00～	第1回総務委員会	奈良県トラック会館
28	金	14:00～	第288回理事会	奈良県トラック会館

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
29	月	13:00～	奈ト協 第50回定時総会／陸災防奈良県支部 第61回通常総会	ザ 樫 原



トラックの構造上の特性

3

過積載の防止

III

3. 過積載の防止

1 ドライバーに求められること

■ドライバーの意識改革

トラックドライバーのなかには、過積載運転の経験を持っている人も少なくないようです。そのなかには自分は過積載はしたくないが、荷主の要請なので仕方がない、過積載をしないと給料に影響するなどの理由から、やむを得ず過積載運転を行っているドライバーも多いようです。しかし、仕方がないからという理由でそのまま過積載をすることは、もちろん認められていません。過積載は、交通事故や交通公害などにより、他人や自分の生活を脅かす要因になります。過積載はしないというドライバーの意識改革が大切です。

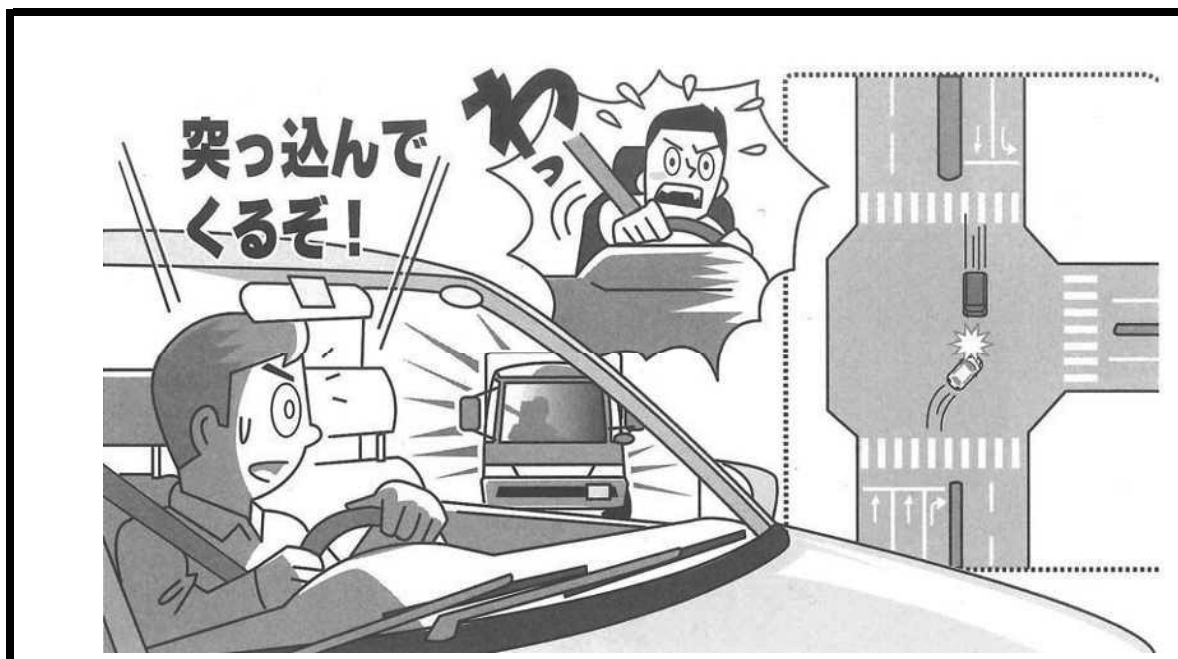
■過積載ははっきり断ることが大切

明らかに過積載だと判断できる場合には、「ノー!」とはっきり言うことが大切です。それでも荷主側が対応しない場合は、決して過積載を認めず、何も積まずに行ってしまうくらいの強い態度で望むことが大切です。



事業用自動車事故事例 No.92

(一般貨物) 普通乗用車が安全不確認で交差点を右折した右直事故



事故類型：右折直進時

発生日時：昼過ぎ

当事者A：普通乗用車 30歳代 男性

当事者B：普通貨物車 40歳代 男性

■ 事故の概要

Aは片側二車線の道路を走行していました。比較的大きく見通しの良いT字路交差点を右折しようと右折車線へ入りました。前車が右折の合図を出しており、前方の信号も青だったので、Aは前車に追従しゆっくりと交差点に進入しました。前車が右折を終え、追従するようにAも右折を開始したところ、前方からB車が走行してくるのを発見しました。交差点に入ったばかりでしたが、先に通れると思い加速したところ、B車と衝突しました。

一方Bは、時速約50kmで走行していました。青信号で進入した交差点内で右折をしているA車を発見した瞬間、衝突をさけようと左にハンドルを切ったところ、A車と衝突しました。

■ 事故から学ぶ

この事故の直接の原因は、A車の安全不確認です。早く右折したいという気持ちが「停車しようか」「行ってしまうか」と迷ったときに「進む」という判断をさせてしまいました。B車を見たときに「止まる」という選択肢もあったはずですが、「早く行きたい」という気持ちに打ち消され、さらに「自分のほうが先にいける」と相手の速度を見誤ってしまいました。

お互いが自分を優先させてしまったことも原因ではないでしょうか。交差点では自分が優先であっても、すぐにブレーキがかけられるように準備をしておきましょう。

運転するときは運転に集中し、自分の目で安全を確認することが大切です。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年2月実施状況		令和4年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
20件	16件	4月	14件	8月	16件	12月	5件	156件
		5月	14件	9月	13件	1月	15件	
		6月	17件	10月	16件	2月	16件	
		7月	15件	11月	15件	3月	件	

令和5年2月実施結果									
調査事項						調査件数	指導件数	指導率	
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。				16	0	0%	
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。				16	0	0%	
		3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。				16	0	0%	
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。				16	0	0%	
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。				16	0	0%	
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)				14	0	0%	
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。				16	0	0%	
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。				16	1	6%	
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。				6	0	0%	
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。				1	0	0%	
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。				16	0	0%	
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。				16	0	0%	
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)				14	5	35.7%	
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。				16	0	0%	
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。				16	0	0%	
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。				16	4	25.0%	
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。				16	0	0%	
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。				16	4	25.0%	
		6. 過積載による運送を行っていないか。			☆	16	0	0%	
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。				16	1	6.3%	
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。				16	0	0%	
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。			☆	14	0	0%	
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。				6	2	33.3%	
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。				16	4	25.0%	
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。				14	7	50.0%	
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。				14	6	42.9%	
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。				16	0	0%	
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。				16	0	0%	
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。				15	3	20.0%	
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。				16	1	6.3%	
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。				16	1	6.3%	
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。				12	4	33.3%	
		2. 36協定が締結され、届出されているか。				15	1	6.7%	
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)				15	0	0%	
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。				16	6	37.5%	
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。				16	1	6.3%	
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。				15	1	6.7%	
VII. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。				16	2	12.5%	
指導件数合計						555	54	9.7%	

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4(1)件	6件	5件	件	件	件	15(1)件
新規参入	件	件	1(1)件	件	件	件	1(1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4(1)件	6件	6(1)件	件	件	件	16(2)件

() は会員外の件数です

優良従業員表彰の推薦依頼について

奈ト協発第 281 号
令和 5年 3月12日

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優良従業員表彰候補者の推薦について

5月29日(月)開催予定の当協会の定時総会(於THE KASHIHARA(ザ樫原))において、会員事業者の優良従業員を会長名で表彰致したく、別紙推薦書にてFAX(番号0743-23-1212)で推薦頂きますようお願い申し上げます。

記

1 被表彰者の種類

- (1) 運転者
- (2) 一般従業員

2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)

- (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
- (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
- (3) 過去にこの表彰を受けていない者

3 推薦締切日

令和5年4月17日(月)

(本件担当:山村)

別紙

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

優良従業員表彰候補者推薦書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

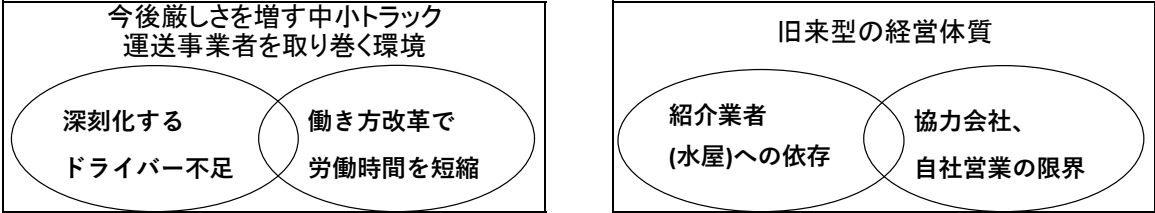
記

氏 名	ふりがな
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
職 名 ○印を付けて下さい	運転者 一般従業員
勤 続 年 数	年 ヵ月
(推薦理由)	

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

- 導入効果** 安定的な輸送力の確保のために
 - ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
 - ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完
- 導入効果** 安心のネットワーク取引のために
 - ・明確な運賃
 - ・回収不安なし
- 導入効果** 輸送効率化のために
 - ・配車業務のシステム化
 - ・配車担当者のスキル向上
 - ・書面化による輸送トラブル解消
- 導入効果** 輸送効率化のために
 - ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
 - ・帰り荷確保(実車率アップ)
 - ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	R5.1月	2月
軽油	117円	116円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	R5.1月	2月
軽油	115円	114円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素的販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
1L = 81～84円(令和5年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

3月15日現在

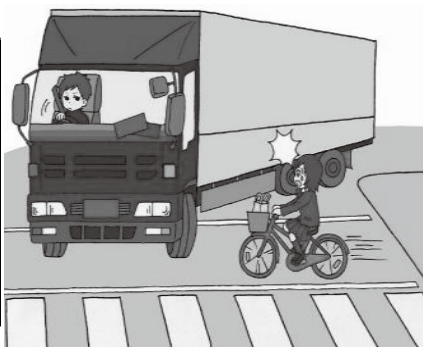
区 分	令和5年	令和4年	増減数	備 考
総件数	7,574 件	6,865 件	709 件	1日に約 102 件
人身事故件数	521 件	528 件	-7 件	1日に 7 件
死者数	4 人	8 人	-4 人	約19日に 1 人
負傷者数	629 人	608 人	21 人	1日に約 9 人
物損事故件数	7,053 件	6,337 件	716 件	1日に約 95 件 (データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

3月15日現在

区 分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	373 件	382 件	-9 件
人身事故件数	20 件	28 件	-8 件
死者数	1 人	2 人	-1 人
負傷者数	30 人	30 人	0 人
物損事故件数	353 件	354 件	-1 件

(データは概数)



3 令和5年春の交通安全県民運動について

実施期間

令和5年5月11日(木)から同年5月20日(土)までの10日間

運動重点

1. こどもを始めとする歩行者の安全の確保
2. 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
3. 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
4. 二輪車、原付車の交通事故防止(奈良県重点)

本運動への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

全日本トラック協会会長表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送業の振興に努め業界の発展に寄与した功績により感謝状が授与されました。



▲阪田運輸株式会社
代表取締役社長 吉田 隆恒氏



▲株式会社山口商事
代表取締役社長 山口 秀人氏



▲立石運送株式会社
代表取締役社長 立石 浩文氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から交通事故防止等運動期間中の功績により表彰状が授与されました。

(優秀事業所表彰)



▲西川運輸倉庫株式会社 (写真 中央 代表取締役社長 西川武志氏)

(優秀従業員表彰)



▲株式会社小林運輸
南 一矢氏



▲ジェイ・ネット株式会社
田浦 正夫氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

ラッピングトラック 披露式

日：令和5年3月8日(水)

場所：フジトランスポート（株）奈良支店駐車場

ラッピングトラック「なら歴史芸術文化村号」のお披露目式が行われました。

「なら歴史芸術文化村」は、令和4年3月に奈良県天理市杣之内町に複合文化施設としてオープンした文化財4分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等、建造物、考古遺物）の修復作業の様子が見られ、伝統工芸品の展示やモノづくりを体験できるワークショップなどがある施設です。

奈良県産業・観光・雇用振興部 箕輪成記 産業振興総合センター長、なら歴史芸術文化村 石田昌史 副村長、フジトランスポート（株）松岡 弘晃 代表取締役等が参加しました。



*写真撮影のためマスクを外しております。

宇陀市道路開通式(一般国道369号 香酔峠工区)

日時：令和5年2月4日(土) 午前10時～
場所：式典／宇陀市総合体育館（宇陀市榛原萩原）
開通記念セミナー／宇陀市榛原赤瀬



▲荒井知事



▲開通式



▲新しく開通した場所

登坂車線を設けて交通の円滑化が実現

一般国道369号の香酔（こうずい）峠工区360mが完成し、2月4日記念式典と開通のセレ



モニーが行われました。式典では主催者側から荒井正吾知事と金剛一智宇陀市長があいさつ。荒井知事は「この道路の完成により、市民生活を支える道路として災害時には緊急輸送道路として活用できる。宇陀が東の拠点として発展することを願う」と述べ、金剛市長は「宇陀市から名阪国道へ出る上で交通の難所であったが、安心して走れるようになった」としました。

式典には宇陀・吉野地域の裏

大二支部長ら関係者約40人が出席し、完成を祝いました。式典の後、完成した道路でテープカットセレモニーと渡り初め式が行われ、同日午後から一般車も通行できるようになりました。同道路は開通前、急な坂ときついカーブのため、大型車は低速になり、冬場の凍結時には立ち往生することもありましたが、登りは登坂車線を設けた2車線で、スムーズな走行が可能となりました。

トラック奈良 2023 年 4 月 第 348 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

全ト協「トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」 (第4版) ～抜粋～

具体的な対策

基本的な感染防止策の継続

①マスク、②換気、③消毒、④距離

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

